

○高圧ガス関係事業所が定める防災計画に関する指針 《東京都》

1 目的

東京都震災対策条例第 10 条に基づき、高圧ガス事業所が防災計画に規定する内容を定め、もって地震災害の防止又は被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この防災計画を作成する対象は、毒性ガス、可燃性ガス及び酸素を取り扱いかつ、次に各号のいずれかに該当する高圧ガス事業所とする。

(1) 高圧ガス保安法の適用を受ける事業所であって次のもの

- ① 第一種製造所
- ② 第一種貯蔵所
- ③ 第二種製造所（在宅酸素療法用の液化酸素に係るものを除く。）
- ④ 第二種貯蔵所
- ⑤ 特定高圧ガス消費者（ア、イ、ウ及びエに掲げるものに該当する場合を除く。）

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）の適用を受ける事業所であって、同法第 36 条に基づき許可を受けなければならない貯蔵施設又は特定供給設備。

3 防災計画の取り扱い及びその内容

事業所は、次表の区分により防災計画書又は防災計画表を作成し、それぞれ届出又は事業所内に掲示するものとする。

防災計画書の内容は、別添 1（防災計画）を基準としたものとする。

防災計画表の内容は、防災計画書の概要を表にまとめたもので、事業所の実態により又は別添 2 - 1、2 - 2 の表を基準としたものとする。なお、防災計画書の届出様式は、別添 3 のとおりとする。

<表>

区 分		取 扱 い
高圧ガス保安法	第 一 種 製 造 所	防災計画書の内容に相当する部分を危害予防規定に盛り込んで届け出る。
	第 一 種 貯 蔵 所	防災計画書を作成し届け出る。
	第 二 種 製 造 所	防災計画表を作成し事業所内に掲示する。
	第 二 種 貯 蔵 所	
	特定高圧ガス消費者	
液化石油ガス法	許可対象の貯蔵施設又は特定供給設備	防災計画表を事業所内に掲示する。 ただし、貯蔵能力が1万kg以上については、防災計画書を作成し届け出る。